

別表第2

個人情報の公益上の取扱いに関する基準

- 1 個人情報の公益上の取扱いに関して、次のように類型を定める。
- 2 本件類型に該当する事案については、あらかじめ審議会の意見を聴いたこととして、実施機関が個別・具体的な内容に応じて判断する。ただし、特に慎重な取扱いが必要と認められる事案については、3と同様に審議会の会長の意見を聴く。
- 3 本件類型に準じる事案については、審議会の会長の意見を聴くこととし、会長の専決により処理する。ただし、会長が必要と認める事案については、審議会で審議する。
- 4 本件類型に該当するか否か、又は準じるか否かについては、必要に応じて個人情報保護担当部局と協議して判断する。
- 5 2及び3以外の事案については、審議会に諮問してその意見を聴く。
- 6 本件類型に該当するとして公益上の取扱いを行ったものについては、不要とするものを除いて、審議会に報告する。
- 7 この基準の運用に当たっては、収集又は利用・提供する目的、取り扱う個人情報の性格や内容を考慮し、事案によっては、できる限り本人の同意を得るように努めるとともに、必要かつ最小限の範囲で取り扱うなど、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう、また、既に審議会が意見を述べた事例を参考としながら、個人情報を慎重に取り扱う。
- 8 この基準は、この基準の運用の状況を踏まえて、概ね2年ごとに必要な見直し（本件類型の修正を含む。）を行う。

類型1 個人情報の本人外収集（条例第8条第4項第7号）

区分	分類	該当事例及び解説	報告の要否
(1) 条例第8条第4項第1号に準じる場合	ア 規則又は要綱に本人外収集ができる旨の定めがあるなど、各種の制度の趣旨から本人外収集をすることについて合理的な理由がある場合	(ア) 各種の申請又は届出 各種の申請又は届出の内容を確認し、又は審査するために、当該申請又は届出をする団体の構成員など、関係者の個人情報を把握することが必要な場合には、当該申請等をする者からこれらの個人情報を収集することについて合理的な理由がある。 (具体例) ・実施機関に提出する申請書又は届出書の中に、責任者、監督者、団体の構成員など、申請者又は届出者以外の者の個人情報が含まれている場合	否
		(イ) 団体に対する調査 団体に対する調査の目的を達成するために、当該団体の職員の給与又は当該団体が運営する施設の利用者の状況を把握することが必要な場合には、当該団体からこれらの個人情報を収集することについて合理的な理由がある。 (具体例) ・実施機関が、社会福祉法人に対する指導監査の資料とするため、当該団体の役員や職員の個人情報を当該団体から収集する場合	要
(2) 条例第8条第4項第2号に準じる場合	ア 社会通念上、本人の同意があるときに準じて取り扱うことが適当である場合	(ア) 本人と密接な関係がある者からの収集 実施機関が、本人と密接な関係がある家族又は本人と法的関係がある代理人から本人の個人情報を収集する場合は、社会通念上、本人の同意があるときに準じて取り扱うことが適当である。 (注) 本人と利益が相反する関係にある者から本人の個人情報を収集することは、本人の同意があるときに準じた取扱いとは認められない。	否

	イ 本人が所属する団体と本人との関係上、当該団体から個人情報を収集することについて、本人の黙示の同意があると認められる場合	(7) 研修生又は来賓の受入 実施機関が、団体を通して研修生又は来賓を受け入れるに当たって、滞在中の生活に支障をきたさないようにするなど、受入後の適切な対応のために、当該研修生又は来賓の個人情報を収集することが必要な場合には、当該団体からこれらの個人情報を収集することについて、本人の黙示の同意があると認められる。	否
		(4) 委託等の関係 実施機関が、委託契約の相手方又は公の施設の指定管理者に対する監督を行うに当たって、その従業員に関する個人情報を把握することが必要な場合には、当該委託契約の相手方等からこれらの個人情報を収集することについて、本人の黙示の同意があると認められる。	否
(3) 事務を円滑に行い、行政サービスの向上を図るために、既存の情報を活用することが合理的な場合	ア 事務の目的や規模から判断して、個別に本人の同意を得ることが市民に無用の煩わしさを招き、又は本人の同意を得ることが困難であるなど、既存の情報を活用することについて合理的な理由がある場合	(7) 国等が保有する既存情報の活用 実施機関と国等との間に事務執行上密接な関係があり、又はその事務処理に類似性・連続性がある場合には、国等が既に保有する個人情報を、その保有目的に反しない範囲で利用することについては合理的な理由がある。 (具体例) ・実施機関が、公害被害者の救済又は支援を行うに当たって、国等が既に保有する当該被害者の個人情報を収集する場合	要
(4) 実施機関に収集の意図はないが、本人以外の者から個人情報が提供される場合	ア 任意に行われる相談、苦情、陳情、要望及び意見の中に、当該相談者等以外の者の個人情報が含まれている場合	(7) 相談、苦情、陳情、要望及び意見 ①相談、苦情、陳情、要望及び意見の内容は、相談者等の意思により一方的に提供されるものであり、その中に当該相談者等以外の者の個人情報が含まれていても、事務の性質上その部分のみを分離して収集しないようにすることはできない。 ②実施機関が、市民からの相談等に適切に対応するためには、相談者等以外の者の個人情報も含めて相談等の内容を正確に把握することが必要な場合がある。	否
	イ 国等から送付される資料の中に、関係者の個人情報が含まれている場合	(7) 資料の受取 事務執行の過程で、国等から実施機関へ送付される資料の中に関係者の個人情報が含まれていても、事務の性質上その部分のみを分離して収集しないようにすることはできない。	否

類型2 思想、信条等に関する個人情報の収集（条例第8条第5項第3号）

区 分	分 類	該 当 事 例 及 び 解 説	報告の 要 否
<p>(1) 本人の利益を確保する観点から、事務の目的を達成するために当該個人情報の収集が必要不可欠である場合</p>	<p>ア 社会的差別を解消するための施策に関連して、その対象者の資格要件を確認するために、当該個人情報を収集する必要がある場合</p>	<p>(ア) 同和対策に関する事務事業 実施機関が、同和対策に関する事務事業（実態調査及び各種の給付、免除又は指導の施策）を行うに当たって、その対象者の資格要件を確認するために、同和地区の出身者の個人情報を収集することが必要な場合がある。 （注）既に審議会において収集すべきでないとの意見が述べられているものについては、当該個人情報を収集することは認められない。</p>	<p>要</p>
	<p>イ 本人の内心又は精神面に係る人格的な権利利益を保護する必要がある場合</p>	<p>(ア) 個人の信条及び信教への配慮 事務を遂行するに当たって、個人の信条及び信教の自由を侵害しないよう一定の配慮をするために、あらかじめ本人の信条及び信教に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。 （具体例） ・実施機関が、公共用地の取得に伴う神社、仏閣又は墳墓の移転等を適正に行うために、宗教に関する個人情報を収集する場合 ・実施機関が、教義による食事制限、宗教的行為等に配慮するために、宗教に関する個人情報を収集する場合 ・実施機関が、学校等における教育・指導、医療行為、疾病予防行為等を行うに当たって、信条等に関する個人情報を収集する場合</p>	<p>否</p>

類型3 保有個人情報の目的外での利用又は提供（条例第10条第2項第6号）

a 同一実施機関内での利用及び他の実施機関への提供

区分	分類	該当事例及び解説	報告の要否
<p>(1) 事務の性質上、情報の正確性・客観性を確保する必要がある場合</p>	<p>ア 情報の正確性・客観性を確保し、事務の適正な遂行を図るために、個人情報を利用・提供する場合</p>	<p>(7) 給付、助成、貸付等の受益的処分の決定 各種の給付、助成、貸付等の資格要件や基準を審査するに当たって、情報の正確性・客観性を確保し、円滑かつ公平な給付等を行うために、収入、課税状況、居住関係又は公的扶助に関する個人情報を利用・提供することが必要な場合がある。ただし、申請者が申告した情報が正しいかどうかを確認する場合に限る。 (注) 本人からの申請に基づく受益的処分にあつては、申請者が自ら申告していない情報については、仮に本人の利益に資すると言えるような場合（例えば、給付額の上乗せ）であっても、個人情報を利用・提供することは認められない。 (具体例) ・実施機関が、児童手当の受給資格を認定するために、市民税課税台帳の情報（所得額）を利用する場合</p>	<p>要</p>
		<p>(イ) 保険料、税金、負担金等の不利益処分の決定 保険料、税金、負担金等の賦課等を行うに当たっては、条例第10条第2項第1号により、個人情報を目的外で利用・提供することが認められる場合もあるが、情報の正確性・客観性を確保し、適正かつ公平な賦課等を行うために、収入、課税状況、居住関係又は公的扶助に関する個人情報を利用・提供することが必要な場合がある。 (具体例) ・実施機関が、国民年金保険料を決定するために、市民税課税台帳の情報を利用する場合</p>	<p>要</p>
		<p>(ウ) 給付、助成、貸付等の類似の制度間での調整が必要な場合 類似の給付制度間で給付調整を行う場合など、情報の正確性・客観性を確保し、適正かつ公平な給付等を行うために、個人情報を相互に利用・提供することが必要な場合がある。 (具体例) ・実施機関が、医療保険と介護保険の給付調整のため、相互の情報を利用・提供する場合。</p>	<p>要</p>
		<p>(エ) 情報の正確性を確保することが事業の性質上必要不可欠である場合 事業の性質上、情報の正確性が必要不可欠であるため、申請者が申告した情報が正しいかどうかを確認するために、個人情報を利用することが必要な場合がある。 (具体例) ・実施機関が、災害時等の緊急連絡サービスを行う場合、名簿の情報の正確性を確保するため、障がい者台帳の情報を利用する場合。</p>	<p>要</p>
	<p>イ 公正な審理・裁判の実現に資するために、争訟の事実関係に係る個人情報を利用・提供する場合</p>	<p>(7) 争訟 実施機関が、争訟の当事者として十分な主張・立証を尽くし、もって公正な審理・裁判の実現に資するために、当該争訟の直接の当事者でない者の個人情報であっても、これを利用・提供することが必要な場合がある。ただし、できる限り本人の同意を得て利用・提供すべきである。</p>	<p>否</p>

(2) 個人情報の取扱いが、必ずしも本人の不利益とはならないと考えられる場合	ア 本人への通知又は案内のために、利用目的に関連して、住所、氏名等の基礎的な情報に限って、利用・提供する場合	(7) 案内状、広報誌、挨拶状等の送付 既存の個人情報の利用目的に関連するイベント等の案内状や広報誌を送付し、又は儀礼上の必要から挨拶状等を送付するに当たって、氏名、住所等の基礎的な情報を利用・提供することは、社会通念上、許容されていると考えられる。 (具体例) ・実施機関が、過去に実施機関が開催したイベントの参加者に対して、当該イベントに関連する他の事業の案内状又は広報誌を送付する場合	要
		(i) アンケート等の対象者の抽出 既存の個人情報の利用目的に関連するアンケート又は実態調査を行うに当たって、その対象者を抽出するために、必要な範囲内で当該個人情報を利用・提供することが有用な場合がある。 (具体例) ・実施機関が、子育て支援事業を行うに当たって、子育ての現状を把握するためのアンケートを送付するために、定期検診を受けた乳幼児の保護者の情報を利用する場合	要
	イ 本人に利用目的を示して利用・提供することが適当でない場合	(7) 栄典の授与又は表彰 実施機関が、栄典の授与又は表彰を行うに当たって、その対象者の経歴又は実績を確認するために、既存の個人情報を利用・提供することが必要な場合がある。	否
		(i) 講師又は委員の選任 実施機関が、講演会の講師又は附属機関等の委員を選任するに当たって、その対象者の経歴又は実績を確認するために、既存の個人情報を利用・提供することが必要な場合がある。	否
ウ 公にされることが予定されている個人情報であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合	(7) 一般の閲覧に供される公簿に記載されるべき個人情報等 一般の閲覧に供される不動産登記簿等の公簿に記載されることが予定されている個人情報について、実態と公簿上の情報に相違が生じていることがあるが、その実態を把握し、又は本人へ必要な連絡をするために、当該個人情報を利用・提供することが必要な場合がある。 (具体例) ・実施機関が、事業を行うに当たって、広範囲にわたる土地又は建物の現況を把握するために、固定資産税に係る課税台帳の情報を利用する場合 ・実施機関が、市民の安全・環境・衛生等の確保を目的として、土地又は建物に関する調査や指導、要請等を速やかに行う必要があるが、その所有者等の連絡先等を把握するために、固定資産税に係る課税台帳の情報を利用する場合 ・実施機関が、特定の土地又は建物の所有権等にかかわる事業を行うに当たって、当該土地又は建物の所有者等に連絡を取る必要があるが、公簿上の情報が正確なものに更新されていない等の理由により、登記簿謄本や住民票・戸籍等によってもその所在が分からないことから、固定資産税に係る課税台帳の情報を利用する場合	要	

<p>(3) 取り扱う個人情報 情報が大量であ って、事務の迅 速性・円滑性を 確保する必要が ある場合</p>	<p>ア 大規模な事業を実施する ために必要な個人情報につ いて、本人からの個別的な 収集では、当該事務の迅速 かつ円滑な実施が困難であ る場合</p>	<p>(フ) 土地、建物又は工作物に関する各種の台帳</p> <p>① 都市計画の策定、環境調査、公共用地の取得、災害対策など、大規模な事業を行うに当たって、その対象となる土地、建物又は工作物に関する情報を大量に把握するために、これらの台帳に記録されている個人情報を利用・提供することが必要な場合がある。</p> <p>② 事業の性質上、本人からの個別的な収集では、迅速かつ円滑な事業の遂行に支障があり、市民への負担を軽減するという観点からも、これらの台帳を利用・提供することが合理的である。</p> <p>(具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施機関が、道路計画を決定するに当たって、現地の土地利用及び農家等の状況を把握するために、農地基本台帳に記録されている情報を利用する場合 ・実施機関が、雑居ビルに対する火災予防の指導を強化するに当たって、既存の対象物件を把握するために、当該ビルの情報を利用する場合 	要
		<p>(イ) 災害時要援護者の対象者の抽出</p> <p>① 災害対策に関する事業を実施するに当たって、事前に高齢者、障がい者等の災害時に援護を必要とする者の状況を把握しておく必要があるが、その対象者が多数で広範囲にわたるために、既存の個人情報を利用・提供することが必要な場合がある。</p> <p>② 事業の性質上、本人からの個別的な収集では、必要かつ十分な情報の収集が困難であり、市民への負担を軽減するという観点からも、既存の個人情報を利用・提供することが合理的である。</p> <p>(具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災担当部門が災害時要援護者への対応計画を策定するに当たって、保健福祉部門が保有する高齢者、障がい者等の情報を利用する場合 	要
		<p>(ウ) 新たな施策の検討の基礎資料としての対象者の抽出</p> <p>新たな施策の実施について、対象者の情報を利用し検討の基礎資料とする。</p> <p>(具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施機関が、医療費助成制度の対象者拡大を検討するにあたり、新たな対象者の情報を利用する場合。 	要

b 実施機関以外の者への提供

区 分	分 類	該 当 事 例 及 び 解 説	報告の 要 否
(1) 条例第10条第2項第2号に準じる場合	ア 社会通念上、本人の同意があるときに準じて取り扱うことが適当である場合	(7) 高齢者、障がい者等への適切なサービスの提供等 高齢者、障がい者又は要介護者へ適切なサービスを提供し、又は本人の日常生活について適切な配慮をするために、本人が利用し、又は入所している福祉施設の関係者に対して、本人の個人情報を提供する場合は、社会通念上、本人の同意があるときに準じて取り扱うことが適当である。ただし、本人へのサービスの提供や配慮が、明らかに本人の利益になると認められる場合に限る。 (具体例) ・福祉サービスの充実を図るために、福祉関係事業者、福祉施設等に対して、実施機関が、本人の心身に関する個人情報を提供する場合	要
(2) 個人情報の取扱いが、必ずしも本人の不利益とはならないと考えられる場合	ア 本人の同意を得ることが事実上困難である場合であって、家族に提供するとき	(7) 患者等の病名、病状等の説明 病院の患者又は救急業務に係る傷病者が意思表示をすることが困難である場合に、実施機関が、本人と密接な関係がある家族に対して、本人の病名、病状、容態等を説明することは、通常の医療行為又は救急業務において必要な範囲での個人情報の取扱いであって、社会通念上、認められていると考えられる。	否
		(4) 要介護認定等に係る介護認定調査票、主治医意見書の提供 認知症等で、本人の意思表示が困難な場合で、本人と密接な関係にある家族に提供することが必要な場合がある。 (具体例) ・介護サービスの利用に必要な場合 ・要介護認定結果の説明に必要な場合	要
		(9) 救急搬送に係る救急報告書の提供 救急搬送された傷病者が、療養中で、意識不明等の理由により、本人の意思表示が困難な場合で、本人と密接な関係にある家族に提供することが必要な場合がある。 (具体例) ・救急搬送時の状況の説明に必要な場合	要
(3) 事務を円滑に行い、行政サービスの向上を図るために、国等に提供する場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないとき	ア 実施機関と国等との間に事務執行上密接な関係があり、又はその事務処理に類似性・連続性がある場合	(7) 国等からの調査又は照会への回答 ①国等からの調査又は照会に対し、実施機関の事務の遂行との関係を踏まえ、必要な回答をして個人情報を提供する場合は、公益上の必要があると認められる。ただし、実施機関から当該個人情報の提供を受けなければ国等がその事務の目的を達成することが困難である場合に限る。 ②国等と相互に協力して適切に事務を遂行するために、国等に対して個人情報を提供することが必要な場合がある。 (具体例) ・国等が行う公害被害者の救済又は支援に関して、実施機関が、当該被害者の個人情報を提供する場合	要
(4) 上記のほか、公益上の必要性から個人情報を提供することが必要である場合	ア 公正な審理・裁判の実現に資するために、争訟の事実関係に係る個人情報を提供する場合	(7) 争訟 実施機関が、争訟の当事者として十分な主張・立証を尽くし、もって公正な審理・裁判の実現に資するために、当該争訟の直接の当事者でない者の個人情報であっても、これを裁判所又は争訟の相手方へ提供することが必要な場合がある。ただし、できる限り本人の同意を得て提供すべきである。	否

	イ 実施機関が説明責任を果たすために、広く市民に対して公表する必要がある場合	(7) 報道機関への提供 実施機関が説明責任を果たすために、社会的に重大な事件又は事故について、報道機関へ発表し、又は報道機関からの取材に応答する中で、特定の個人情報を提供することが必要な場合がある。 (注) 報道機関への提供に当たっては、事件又は事故の内容と重大性、市民の社会的関心の高さ等を総合的に考慮して、合理的と認められる範囲で対応する必要がある。	否
--	--	--	---

類型4 電子計算組織の結合による保有個人情報の取扱い (条例第12条)

区 分	分 類	該 当 事 例 及 び 解 説	報告の 要 否
(1) 個人情報の取扱いを委託し、又は公の施設の管理を行わせる場合	ア 個人情報の取扱いを実施機関以外の者に委託し、又は公の施設の管理を指定管理者に行わせる場合	(7) 受託者又は指定管理者との間の結合 個人情報の取扱いを実施機関以外の者に委託し、又は公の施設の管理を指定管理者に行わせるに当たっては、電子計算組織を結合して個人情報を取り扱うことが必要な場合があるが、実施機関には、条例第14条及び第16条により、受託者又は指定管理者に対する必要かつ適切な監督が義務付けられている。	要